

今だから『生活福祉資金貸付制度』を利用して生活を立て直しませんか

社会福祉協議会は、低所得・障害者・高齢者世帯の自立をお手伝いします

生活福祉資金貸付制度をご存知ですか？

この制度は、地域に密着した民生委員や市区町村の社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が借受世帯の自立を支援するという特徴を活かし、障害者や高齢者、低所得世帯が地域で自立した生活ができるようにサポートするための制度です。

今回は、生活福祉資金の種類と、貸付けをおこなって、社協や民生委員が連携して世帯の自立支援を行った事例をご紹介します。

生活福祉資金貸付制度とは…

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、生活状況に応じて資金を貸付し、経済的自立支援及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とする制度です。

借入の申し込みのご相談は、地域の民生委員又は居住地の市区町村社協が窓口となります。

相談窓口では、市区町村社協の担当職員が制度の概要や貸付け要件、必要書類について、相談者の目線に

立ち、相談者の抱えている生活課題等について、一緒に考え、相談者の自立を目標に支援しています。

生活福祉資金には、借入金の使途に応じて十六種類の貸付金があります。

★更生資金生業費
事業を営むために必要な設備、機械、器具などを新しく購入したりする費用として貸し付ける資金です。

★更生資金技能習得費
世帯の自立更生を図るための手段として、技能を習得する必要がある、習得した技能により生業を営む又は就職に必要な場合に要する費用として貸し付ける資金です。

★福祉資金福祉費
結婚、出産、引越しや日常生活上一時的に必要な費用と認められる経費として貸し付ける資金です。

★福祉資金障害者等福祉用具購入費
障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費として貸し付ける資金です。

その繰り返しで困っている。そのため、一度は離婚して子どもを連れて実家に戻ったことがある。しかし、もう一度やり直したいとの反省の言葉を信じ、子どものために再婚したが、結果は同じだった。

★要保護世帯向け長期生活支援資金

この資金を利用しなければ、生活保護の受給を要することになると福祉事務所が認めた高齢者の方で、一定の居住用不動産を持つ場合に、その不動産を担保に生活資金を貸し付ける資金です。

以上、十六種類の貸付資金について紹介しましたが、資金の種類によっては、貸付けの対象となる世帯が異なる場合がありますので、お住まいの市区町村社協にお問い合わせください。

事例 ～転宅費の借入により笑顔が戻った日～

世帯構成

夫（無職）、妻（パート）、長女（小学生）、次女（保育園児）、長男（保育園児）

資金借入相談の経緯

はじめに妻からの相談を受けたのは、地区担当の民生委員でした。「夫は失業中で、妻が子どもを保育所に預けパートに行っているが、夫はそれを当てにしていままで働かない。そのため、生活費が無くなり電気も止められそうである。小口資金を借りることが出来ないか」という内容でした。

早速、日程を調整し、民生委員同席で面談を行いました。

生活状況

以前から、夫は働くのが嫌で仕事をやめてしまふ。生活に困ると一時的に働くが長続きせず、いつも

★福祉資金障害者自動車購入費
障害者が自動車運転免許を取得して自らが運転する自動車又は障害者と生計を同一にする家族が、専ら障害者の日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費として貸し付ける資金です。

★福祉資金中国残留邦人等国民年金追納費
中国残留邦人等が永住帰国した後の国民年金の保険料を追納する場合の経費として貸し付ける資金です。

★福祉資金住宅費
住宅の増築、改築、補修等に必要経費として貸し付ける資金です。

★修学資金修学費
高校、専修学校、短大、大学等に就学するのに必要な経費として貸し付ける資金です。

★修学資金就学支度費
前述の学校へ入学する際の支度費として必要な経費を貸し付ける資金です。

★療養・介護等資金療養費
一年以内の負傷又は療養に必要な経費と、療養中の生計を維持す

付を受けて無事に転居し、担当民生委員の引継ぎも終えて、親子四人での新しい生活が始まりました。

●貸付後の生活

子ども達も元気に通学するようになり、民生委員も子育ての先輩として育児のアドバイスをしたり、不用になった子ども用衣類や婦人服を提供するなどでも生活費が節約できるように協力し、新しい生活も順調に始まったかと思えました。しかし、しばらくして転居先に前夫がたびたび現れるようになりました。

借受人は、すぐに民生委員に相談し、大家さんや学校、保育所にも連絡をとり、前夫が子ども達を連れて行かないよう協力を依頼しました。

しかし、前夫が家のすぐ近くをうろついたり、公園で子ども達を待ち伏せしたりするようになったため、役場の福祉課職員と警察署員が前夫に会い、今後この家族に近づかないように厳重注意をしました。以後、前夫は訪れることもなくなり、平穏な生活に戻ることが出来ました。

●貸付の効果

学校の先生からも「母親のつっぱった感じがなくなり、表情も穏やかになり、子どもにも笑顔が戻り明るくなりました」との報告を受けました。この転宅費の借入れを契機に、借受人と民生委員の間に何でも相談できる信頼関係ができ、借受人も一人ではない、みんなが見守ってくれているという安心感ができたようです。

るために必要な経費として貸し付ける資金です。

★療養・介護等資金介護等費
一年以内の介護や障害福祉サービスを受けるため又は補装具を購入、若しくは修理に必要な経費とサービスを受けている期間中の生計を維持するために必要な経費として貸し付ける資金です。

★緊急小口資金
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金です。

★災害援護資金
災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費として貸し付ける資金です。

★離職者支援資金
失業により生計の維持が困難になった世帯に対し、再就職するまでの間の生活資金として貸し付ける資金です。

★長期生活支援資金
一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金です。

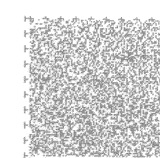
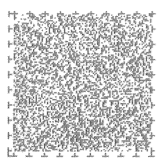
●今後の対応

借受人が、今後も引き続き、地域で安心して生活が送れるよう見守り続け、まもなく始まる返済開始後も定期的に訪問を繰り返しながら、返済完了に向け支援してまいります。

ポイント

今回紹介した事例は、一例です。生活福祉資金は、単に資金の貸付だけにとどまらず、借入れの初期相談からその世帯の抱えている生活課題を把握し、資金の貸付以外にも、その世帯に支援できることは何か、世帯の生活課題を解決できる方法は何かを一緒に考えることが重要です。このことは、地域福祉を推進する第一歩になるのではないのでしょうか。借受人と民生委員又は社協との信頼関係を構築する事は簡単なことではありませんが、地域を担当する民生委員と社協が早期に対応することは、借受人が「何かあったら社協に相談すれば、一緒に解決策を考えてくれる」という安心感と信頼感を抱き、ひいては地域で安心して暮らすことにもつながるものと期待します。

【問合せ先】
宮城県社会福祉協議会
地域福祉部生活支援課
生活資金係
TEL022-225-8478



「福祉みやぎ」は、全ページの下部隅に「SPコード」を入れています。これを専用の読み取り装置「スピーチオ」に通すと、紙面に印刷された活字の情報を音声で聞くことができます。高齢者や視覚障害者の方の情報手段として有効です。